

グローバル外為行動規範への遵守意思表明

株式会社十八銀行（以下「当行」）は、グローバル外為行動規範の内容を確認し、これが外国為替ホールセール市場（以下「外国為替市場」）における適切な慣行として認識されている一連の原則を示したものであることを認める。

当行は、グローバル外為行動規範において定義されている市場参加者であることを確認し、当行の外国為替市場における業務（以下「当行業務」）をグローバル外為行動規範の原則に沿ったかたちで行うものとする。

このため、当行は、当行業務をグローバル外為行動規範の原則に沿ったかたちで行うことができるよう、当行業務の規模及び複雑さ、並びに当行の外国為替市場との関わり方の性質に基づいて適切な措置を講じるものとする。

平成 31 年 3 月 29 日

株式会社十八銀行
代表執行役頭取 森 拓二郎

